

平成 23 年 7 月 ビジネス教育出版社

平成 23 年度税制改正法案に係る法的手当ての概要

(「シニアからの財産相談コース」テキスト等に関するお知らせ)

弊社通信講座「シニアからの財産相談コース」をご受講いただき誠にありがとうございます。

本コーステキスト等に関する平成 23 年度税制改正法案に係る法的手当ての概要について、次のとおりお知らせしますので、参考になさってください。

なお、レポート問題には、平成 23 年度税制改正に関連する出題はありません。

平成 23 年 1 月 25 日に国会に提出された平成 23 年度税制改正法案は、一部を早期に決着させるべく「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として分離され、6 月 22 日に国会で可決成立し、6 月 30 日に公布・施行されました。

成立できなかった事項については「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として継続的に審議されます。

これらのうち、主要なものは次のとおりです。

法人税関係については、重要な検討項目だった法人税率の引き下げ、減価償却制度の見直し、欠損金の繰越控除限度額の設定等については先送り審議となり、雇用促進税制の創設については可決されました。

個人に係る所得税関係では上場株式等の軽減税率適用の延長、大口株主要件の見直し、店頭 FX 取引の雑所得の特例の適用範囲の拡大については可決されましたが、給与所得控除の上限設定、短期勤務の役員退職金課税の見直し等については先送り審議となっています。

相続税・贈与税関係では相続税の基礎控除の引き下げ、相続税率・贈与税率の見直し、直系尊属からの贈与の贈与税緩和、相続時精算課税の適用要件の拡大については先送り審議事項となっています。

なお、内容の詳細およびその他の改正事項については、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」の本文での確認をお願いします。

財務省 HP <http://www.mof.go.jp/>

平成 23 年度税制改正法案に係る法的手当て

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/23kaisei-hotekiteate.pdf

以下、本コーステキストに関連する事項についてお知らせします（下線部分が変更になる箇所）。

テキスト第 1 単元

1. 平成 24 年 1 月以降に支払われる退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除を廃止 (p.28、31)

先送り審議となりましたので、削除してください。

- ・ 28 ページ A.1の最後の※部分 2 行を削除
- ・ 31 ページ 「住民税の税額速算表」の下の※部分 2 行を削除

テキスト第 2 単元

1. 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る 10%軽減税率の適用期限の延長 (p.19)

可決成立し、平成 25 年 12 月 31 日までの適用期限となりました。

- ・ 19 ページ 下から 2 行目 平成 25 年 12 月 31 日まで延長（「予定」を削除してください）

2. 既存住宅に係る特定の改修工事の所得税額の特別控除等の見直し (p.45)

見直しを行った上、適用期限が 2 年延長されました。

- ・ 45 ページ 上表の (注) を次のとおり訂正してください。

…平成 24 年 12 月 31 日まで適用されます。

- ・ 45 ページ 下表の「控除額」の説明に次の () を追加してください。

(平成 23 年以後の所得税について、平成 23 年は上限 20 万円、平成 24 年は上限 15 万円)

3. 相続税の死亡保険金に係る非課税限度の見直し (p.69~70)

先送り審議となりました。次のとおり訂正してください。

- ・ 69 ページ **A.3** の 2～3 行目、下線部分を削除してください。
法定相続人（未成年者、障害者または被相続人と生計を一にしていた者に限る）の数×500 万円が非課税の対象となり…
- ・ 70 ページ 本文 1～2 行目、下線部分を削除してください。
…受け取った場合は「法定相続人（未成年者、障害者、被相続人と生計を一にしていた者に限る）の数×500 万円」が非課税の対象となり…

4. 年金所得者の申告不要制度の創設 (p.80)

可決成立しました。

- ・ 80 ページ 表の下の (注) の末尾 …平成 23 年分以後、確定申告が不要になります (申告不要制度)。

5. 相続税の基礎控除の引き下げおよび相続税率の見直し (p.85～87、88～90)

先送り審議となりました。テキストの記述が大幅に変更になります。次の①および②のとおり、テキストの記述を読み替えてください。

① p.85～87 相続税関係

- ・ 86 ページの表「相続税の税額速算表」を、次のように変更してください。

●相続税の税額速算表

遺産に係わる基礎控除額を控除した後の各相続人の法定相続分に応ずる取得財産価額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=A×B-C(万円)
1,000 万円以下	10%	—	A×10%
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円	A×15%-50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円	A×20%-200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	A×30%-700 万円
1 億円超 3 億円以下	40%	1,700 万円	A×40%-1,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円	A×50%-4,700 万円

- ・ 85～87 ページの記述を、次のとおり読み替えてください。

頁	場所	読み替え前	読み替え後
85	A.9 の 4 行目	課税遺産総額は 7,200 万円	課税遺産総額は <u>4,000 万円</u>
"	"	相続税の総額は 960 万円	相続税の総額は <u>450 万円</u>
"	A.9 の 5 行目	長男の納付税額は 163.2 万円	長男の納付税額は <u>76.5 万円</u>
"	"	長女の納付税額は 163.2 万円	長女の納付税額は <u>76.5 万円</u>
86	基礎控除額の計算式	基礎控除額=3,000 万円+(600 万円×法定相続人の数)	基礎控除額= <u>5,000 万円</u> + (<u>1,000 万円</u> ×法定相続人の数)
"	「課税遺産総額算出」の本文中	基礎控除額は 4,800 万円	基礎控除額は <u>8,000 万円</u>
"	"	1 億 2,000 万円-4,800 万円=7,200 万円	1 億 2,000 万円- <u>8,000 万円</u> = <u>4,000 万円</u>
86 87	「各相続人の相続税額の計算」中	妻:7,200 万円×1/2=3,600 万円 3,600 万円×20%-200 万円=520 万円 長男:7,200 万円×1/4=1,800 万円 1,800 万円×15%-50 万円=220 万円 長女:長男と同じ 相続税の総額=520 万円+220 万円+220 万円=960 万円	妻: <u>4,000 万円</u> ×1/2= <u>2,000 万円</u> <u>2,000 万円</u> ×15%- <u>50 万円</u> = <u>250 万円</u> 長男: <u>4,000 万円</u> ×1/4= <u>1,000 万円</u> <u>1,000 万円</u> ×10%= <u>100 万円</u> 長女:長男と同じ 相続税の総額= <u>250 万円</u> + <u>100 万円</u> + <u>100 万円</u> = <u>450 万円</u>
87	「(2)各人ごとの相続税額」	妻 : 960 万円×0.66=633.6 万円 長男 : 960 万円×0.17=163.2 万円 長女 : 960 万円×0.17=163.2 万円	妻 : <u>450 万円</u> ×0.66= <u>297 万円</u> 長男 : <u>450 万円</u> ×0.17= <u>76.5 万円</u> 長女 : <u>450 万円</u> ×0.17= <u>76.5 万円</u>
"	「各人の納付税額」中	妻 : 633.6 万円-640 万円*1=△6.4 万円 →0 円 長男 : 163.2 万円 長女 : 163.2 万円	妻 : <u>297 万円</u> - <u>300 万円</u> *1=△ <u>3 万円</u> →0 円 長男 : <u>76.5 万円</u> 長女 : <u>76.5 万円</u>
"	"	相続税の総額 960 万円×…=640 万円	相続税の総額 <u>450 万円</u> ×…= <u>300 万円</u>

②p.89、90 相続税関係

・85～87 ページの記述に関連して、次のとおり読み替えてください。

頁	場所	読み替え前	読み替え後
89	「配偶者税額控除の事例」中	◇相続税の総額 960 万円 (うち配偶者の税額 633.6 万円とする)	◇相続税の総額 <u>450 万円</u> (うち配偶者の税額 <u>297 万円</u> とする)
〃	〃	960 万円×6,000 万円か 1 億 6,000 万円の多い方の金額/1 億 2,000 万円=1,280 万円	<u>450 万円</u> ×6,000 万円か 1 億 6,000 万円の多い方の金額/1 億 2,000 万円= <u>600 万円</u>
〃	〃	960 万円×8,000 万円/1 億 2,000 万円=640 万円	<u>450 万円</u> ×8,000 万円/1 億 2,000 万円= <u>300 万円</u>
〃	〃 (本文)	したがって…640 万円が控除できます (…633.6 万円ですから…)	したがって… <u>300 万円</u> が控除できます (… <u>297 万円</u> ですから…)
90	「配偶者の税額軽減額の計算書」中	⑦相続税の総額 9,600,000 円	⑦相続税の総額 <u>4,500,000 円</u>
〃	〃	⑩配偶者の税額軽減の基となる金額 6,400,000 円	⑩配偶者の税額軽減の基となる金額 <u>3,000,000 円</u>
〃	〃	(第 1 表の配偶者の⑨又は⑩の金額) 6,336,000 円	(第 1 表の配偶者の⑨又は⑩の金額) <u>2,970,000 円</u>
〃	〃	㊥ 6,336,000 円	㊥ <u>2,970,000 円</u>
〃	〃	㊦ 6,336,000 円	㊦ <u>2,970,000 円</u>

6. 贈与税率の見直し (p.91)

先送り審議となりました。91 ページの「贈与税額の新旧比較の速算表」のうち、『改正前』が適用されます。税額の計算式を加えた表を参考までに記載しますので、差し替えてください。

●贈与税の税額速算表

基礎控除および配偶者控除を控除した後の受贈財産価額 (課税価格) (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=A×B-C
200 万円以下	10%	—	A×10%
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円	A×15%-10 万円
300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円	A×20%-25 万円
400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円	A×30%-65 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円	A×40%-125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円	A×50%-225 万円

(注) 課税価格 A に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

課税価格 A が 500 万円の場合の税額：500 万円×30%-65 万円=85 万円

7. 相続時精算課税の適用要件の拡大 (p.92～94)

先送り審議となりました。次のとおり、読み替えてください。

頁	場所	読み替え前	読み替え後
92	(2) の本文 1 行目	満 60 歳以上の親	満 <u>65 歳</u> 以上の親
〃	(2) の本文 2 行目	子か孫である推定相続人	子である推定相続人 (「 <u>か孫</u> である」を削除)
〃	(2) の図中、贈与者	満 60 歳以上の親	満 <u>65 歳</u> 以上の親
〃	(2) の図中、受贈者	子か孫である推定相続人	子である推定相続人 (「 <u>か孫</u> 」を削除)
93	(3) の本文 1 行目	受贈者 (子か孫)	受贈者 (子) [「 <u>か孫</u> 」を削除]
〃	(5) ①の本文 1 行目	受贈者 (子か孫)	受贈者 (子) [「 <u>か孫</u> 」を削除]
〃	(5) ②の本文 1 行目	受贈者 (子か孫)	受贈者 (子) [「 <u>か孫</u> 」を削除]
94	(1) の本文 4 行目	満 60 歳以上の親	満 <u>65 歳</u> 以上の親

テキスト第 3 単元

1. 相続税の基礎控除の引き下げ (p.77)

先送り審議となりました。次のとおり変更してください。

・77 ページ 下から 2 行目

(変更前) $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 5 \text{ 人}) = 6,000 \text{ 万円}$

(変更後) $5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times 5 \text{ 人}) = 1 \text{ 億円}$

・ 77 ページ いちばん下の行

(変更前) 相続税の基礎控除額 = $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$

(変更後) 相続税の基礎控除額 = $5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$

2. 相続税の基礎控除の引き下げおよび相続税率・贈与税率の見直し (p.82~85)

先送り審議となりました。次のとおり変更してください。

・ 82 ページ いちばん下の行

(変更前) 相続税額 現状の場合 6,180 万円 配偶者へ贈与した場合 6,068 万円

(変更後) 相続税額 現状の場合 5,620 万円 配偶者へ贈与した場合 5,508 万円

・ 83 ページ いちばん上の行

(変更前) ◎軽減効果 $6,180 \text{ 万円} - 6,068 \text{ 万円} = 112 \text{ 万円}$

(変更後) ◎軽減効果 $5,620 \text{ 万円} - 5,508 \text{ 万円} = 112 \text{ 万円}$

・ 83 ページ 上から7行目 (注) 2.の①

(変更前) ①現状の場合: $43,600 \text{ 万円} - 4,200 \text{ 万円 (基礎控除額)} = 39,400 \text{ 万円}$

$39,400 \text{ 万円} \times 1 / 2 \text{ (法定相続分)} = 19,700 \text{ 万円}$

$19,700 \text{ 万円} \times 40\% \text{ (税率)} - 1,700 \text{ 万円 (控除額)} = 6,180 \text{ 万円}$

妻は配偶者控除の特例で税額は0。子1人の税額は6,180万円となる。

(変更後) ①現状の場合: $43,600 \text{ 万円} - 7,000 \text{ 万円 (基礎控除額)} = 36,600 \text{ 万円}$

$36,600 \text{ 万円} \times 1 / 2 \text{ (法定相続分)} = 18,300 \text{ 万円}$

$18,300 \text{ 万円} \times 40\% \text{ (税率)} - 1,700 \text{ 万円 (控除額)} = 5,620 \text{ 万円}$

妻は配偶者控除の特例で税額は0。子1人の税額は5,620万円となる。

・ 84 ページの「贈与税額の新旧比較の速算表」のうち、『改正前』が適用されます。税額の計算式を加えた表を参考までに記載しますので、差し替えてください。

●贈与税の税額速算表

基礎控除および配偶者控除を控除した後の受贈財産価額 (課税価格) (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = A × B - C
200 万円以下	10%	—	A × 10%
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円	A × 15% - 10 万円
300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円	A × 20% - 25 万円
400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円	A × 30% - 65 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円	A × 40% - 125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円	A × 50% - 225 万円

(注) 課税価格 A に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

課税価格 A が 500 万円の場合の税額: $500 \text{ 万円} \times 30\% - 65 \text{ 万円} = 85 \text{ 万円}$

・ 85 ページ 「基礎控除」の本文2行目

(変更前) …4,200 万円となります。

(変更後) …7,000 万円となります。

・ 85 ページ 「基礎控除」の算式

(変更前) 基礎控除額 = $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$

(変更後) 基礎控除額 = $5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$

・ 85 ページ 「養子の配偶者も養子にした場合」の本文4行目

(変更前) …基礎控除は 4,800 万円となります。

(変更後) …基礎控除は 8,000 万円となります。

3. 相続税の死亡保険金に係る非課税限度の見直し (p.91)

先送り審議となりました。次のとおり訂正してください。

・ 91 ページ 「(1)の節税」の本文6~7行目、下線部分を削除してください。

…非課税となります。ただし法定相続人のなかでも、未成年者や障害者、さらには生計を一にする者に限られます。

以上